

(案)

平成20年度  
質の高い大学教育推進プログラム  
公募要領

平成20年 月  
文部科学省

# 目 次

1	プログラムの背景・目的	1
2	プログラムの概要	
	(1) 募集の対象	1
	(2) 申請者・申請件数・募集内容等	2
	(3) 選定件数	3
	(4) 取組に対する経費措置	3
	(5) 事業規模等	3
3	選定方法等	3
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	4
	(2) 申請要件違反	4
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	4
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書	4
	(2) 申請内容等チェックシートによる確認	4
	(3) 申請手続	4
	(4) その他	5
6	公表等	5
7	問い合わせ先	5

# 1 プログラムの背景・目的

## [背景]

大学が、知識基盤社会を担う優れた人材を養成し、高度化、多様化する社会からの期待に応えていけるよう、教育の質の向上に努める大学に対する支援を一層拡充することにより、大学教育改革の取組をさらに加速させていくことが求められています。

また、「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）における提言等を踏まえ、社会の信頼に応える高等教育の実現のため、大学設置基準等を改正（平成19年7月31日公布，平成20年4月1日施行）し、人材養成目的の明確化やファカルティ・ディベロップメントの実施等について新たに規定しており、各大学における積極的な対応が望まれます。

## [目的]

「質の高い大学教育推進プログラム」は、大学設置基準等の改正等への積極的な対応を前提に、各大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）から申請された、教育の質の向上につながる教育取組の中から特に優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国全体としての高等教育の質保証、国際競争力の強化に資することを目的とします。

# 2 プログラムの概要

## (1) 募集の対象

- 大学等としての目的を踏まえ、学長（高等専門学校においては校長。以下、「学長等」という。）を中心とするマネジメント体制の下、国公立大学、短期大学、高等専門学校（私立とは設置者が学校法人のものに限る。）が、それぞれの人材養成目的に沿った確実な計画のもとに大学等の教育の質の向上を図ろうとするもので、我が国の大学教育改革に資する取組を募集の対象とします。
- 以下の単位で実施する取組を募集の対象とします。なお、複数の大学等での共同の取組を申請することも可能です。
  - 大学：大学全体、学部（複数学部も可）、学部の学科（複数学科も可）で行う取組
  - 短期大学：短期大学全体、学科（複数学科も可）、専攻課程（複数専攻課程も可）で行う取組
  - 高等専門学校：高等専門学校全体、学科（複数学科も可）で行う取組
- 大学院研究科、短期大学の専攻科、高等専門学校の専攻科の取組については申請することはできません。
- 当該大学等において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム（以下「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似の取組については申請することはできません。また、過去に選定され取組期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。
- 当該大学等において、「質の高い大学教育推進プログラム」以外の「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」に申請を予定している同一又は類似の取組については申請することはできません。
  - 特に、複数の大学等での共同の申請の場合は、「戦略的大学連携支援事業」と同一又は

類似の取組についても申請することはできません。

- 1つの大学等から、同一又は類似の取組を同時に申請することはできません。

(2) 申請者・申請件数・募集内容等

- 本プログラムの申請については、単独大学等での取組、複数の大学等での共同の取組の別を問わず、1つの大学等につき4件まで申請することができます。
- 複数の大学等での共同の取組については、主となる1つの大学等が代表して申請してください。
- 公募は、以下の区分により行いますので、申請する取組ごとに審査を希望する区分を1つ選んで申請してください。1つの申請が両区分にまたがる場合であっても、最も関係が深いと考えられる区分を1つに決めて提出してください。なお、1つの区分に複数の取組を申請しても差し支えありません。

区 分	取 組 の 例
①教育課程の工夫改善を主とする取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・教養教育や初年次教育，専門基礎教育の改善のためのカリキュラム再構築</li><li>・政策課題に対応するための関連科目の体系化，授業内容の改善</li></ul>
②教育方法の工夫改善を主とする取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・学生の学習達成度の評価とその活用</li><li>・学外との連携教育プログラムの構築</li><li>・特定分野の人材養成のための教育方法の改善</li><li>・ICTの教育への効果的な活用</li></ul>
③上記以外の工夫改善を主とする取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ファカルティ・ディベロップメント(FD)，スタッフ・ディベロップメント(SD)活動の実施</li><li>・高大連携の取組</li><li>・学生の学習支援システムの導入</li></ul>

「取組の例」はあくまでも例示であり、これらに限定されるものではありません。

- 申請する際には、申請の取組の内容に応じて該当するものを以下の分類から3つ以内選んでください。

<ul style="list-style-type: none"><li>1 教育内容・教育方法・成績評価<ul style="list-style-type: none"><li>・教養教育の充実</li><li>・専門（基礎）教育の充実</li><li>・キャリア教育の充実</li><li>・外国語コミュニケーション能力の育成</li><li>・ボランティア等の体験活動の充実</li><li>・職業教育・社会人学生教育</li><li>・情報通信技術（ICT）の導入</li><li>・GPA等の客観的な成績評価基準の導入</li></ul></li><li>2 高大接続<ul style="list-style-type: none"><li>・初年次教育の充実</li><li>・補習教育（リメディアル教育）の充実</li><li>・高大連携の推進</li></ul></li></ul>
--

- |   |   |
|---|---|
| 3 | 教職員の職能開発<br>・ファカルティ・ディベロップメント(FD), スタッフ・ディベロップメント(SD)の充実        |
| 4 | 社会的要請の強い政策課題<br>・地域活性化・地域再生への積極的な貢献<br>・知的財産関連教育の充実<br>・環境教育の充実 |
| 5 | その他   |

○ 取組の趣旨・目的, 今後の計画, 将来の展望, 大学設置基準改正等への対応等を取りま  
とめて, 文部科学大臣あてに申請書を提出してください。詳細については, 「平成20年  
度 質の高い大学教育推進プログラム申請書作成・記入要領」を参照してください。

### (3) 選定件数

選定件数は, 全体として125件程度としますが, 申請の状況等により予算の範囲内で調  
整を行うことがあります。

### (4) 取組に対する経費措置

選定された取組に対して, 国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を  
行うことを予定しています(私立とは設置者が学校法人のものに限ります)。

ただし, 選定された取組が, 大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプ  
ログラム又は他の補助金等により経費措置(以下「他の経費措置」という。)を受けている  
場合は, 重複補助を避けるため, 本プログラムとして経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は, 他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した  
上で, 事業内容及び資金計画「取組に係る経費」を作成してください。

### (5) 事業規模等

○ 申請にあたっては, 補助事業上限額の枠内で申請書を作成の上, 提出してください。事  
業規模が補助金基準額を超える場合, 補助事業上限額との差額はその他の経費(自己収入  
等)により各大学等が負担することとなります。

#### 【取組に係る経費の規模等】

補助事業上限額	補助金基準額	財政支援期間
50,000千円/年	20,000千円/年	2年~3年

○ 使用できる経費の取扱いの詳細については, 文部科学省W e bサイトに掲載している「大  
学改革推進等補助金交付要綱」等を参照してください。

(参考) 平成19年度大学改革推進等補助金について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm)

## 3 選定方法等

○ 本プログラムの選定のための審査は, 独立行政法人日本学術振興会において運営される  
「質の高い大学教育等推進事業委員会(以下「委員会」という。)」において行われます。  
選定方法等の概要は, 「平成20年度 質の高い大学教育推進プログラム審査要項」を参  
照してください。

○ 選定の過程で, 申請書をもとにヒアリングを行います(8月下旬頃の予定)。ヒアリン  
グの対象となった大学等に対しては, 別途, 委員会よりその旨の案内をしますので, 申請

書の内容について責任をもって説明できる取組担当者、大学等の教育活動に関し責任を有する者等におかれては、対応をお願いします。

- 選定された大学等には、学長等あて選定結果を通知します（9月中旬頃予定）。

## **4 要件違反等**

### (1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 申請書作成・記入要領「I 一般的留意事項について」2 で定める書式と異なる場合（但し、禁則処理により1行の文字数が40字を超過した場合は違反としない）
- ② 様式1の「取組名称」の規定文字数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 様式1, 2, 3, 4, 5, 6の規定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ④ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

### (2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 大学院が中心となって行う取組の申請
- ② 「2 プログラムの概要」の「(2) 申請者・申請件数・募集内容等」で示した申請件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学等に対しての事情確認を行ったのち、その件数の範囲を超えることとなる申請については、取り下げいただくこととなります。）

### (3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合、審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても、申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は、選定が取り消されることがあります。

- ※ 要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」については、申請書と併せて提出していただきます（「5 申請に当たっての留意事項」参照のこと）。

## **5 申請に当たっての留意事項**

### (1) 申請書

「平成20年度 質の高い大学教育推進プログラム申請書作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長等から文部科学大臣あてに申請してください。（ただし、申請書の提出先は独立行政法人日本学術振興会です。）

### (2) 申請内容等チェックシートによる確認

要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を提出してください。

### (3) 申請手続

申請書類を、平成20年5月29日（木）～5月30日（金）（午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）の期間内に、独立行政法人日本学術振興会に提出してく

ださい。申請書類を送付する場合は、配達が可能である方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必着するようにしてください。

**【提出部数】**

「平成20年度 質の高い大学教育推進プログラム申請書」  
両面印刷穴あけ・のり付け . . . . . 10部  
片面印刷（印刷原稿用） . . . . . 1部  
「平成20年度 質の高い大学教育推進プログラム申請カード」 . . . . . 1部  
上記関係の書類を保存したCD-R(W) . . . . . 各取組ごとに1枚  
平成20年度 質の高い大学教育推進プログラム「申請内容等チェックシート」・1部

**【提出先】** 〒102-8471 東京都千代田区一番町6番地 住友一番町ビル3階  
独立行政法人日本学術振興会  
研究事業部研究事業課（質の高い大学教育推進プログラム担当）  
（電話：03-3263-1105）

(4) その他

- 提出された申請書は返還しませんので、各大学等において控えを保管するようにしてください。

**6 公表等**

- 募集締切後、申請大学等名及び取組名称を公表する予定です。また、選定された取組については、内容、取組担当者の氏名等についても公表する予定です。
- 事例集の作成、フォーラムの開催を行う場合がありますので、あらかじめ御了承ください（これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学等に参加していただきます）。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。
- 本プログラムの趣旨・目的を踏まえ、選定された大学等は、自ら選定取組の内容、経過、成果等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行っていただくこととします。
- 委員会においては、大学教育改革の推進の一環として、本プログラムの事業計画の実施状況の確認とともに、審査・評価等の方法の改善等のために、選定を行った取組を対象に、取組の財政支援期間終了後に状況調査を行い、広く社会に情報提供することを予定しています。

**7 問い合わせ先**

《公募要領、補助金その他の問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室  
電話：03-5253-4111（内線3319, 3321）

《申請書及び審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル7階  
独立行政法人日本学術振興会  
研究事業部研究事業課（質の高い大学教育推進プログラム担当）  
電話：03-3263-1105